

専決処分の報告について

地方自治法第 180条第 1 項の規定により、交通事故に係る損害賠償の額について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

専決処分書

地方自治法第 180条第 1 項の規定により、昭和48年 3 月14日議会の議決により指定された交通事故に係る損害賠償の額について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 月12日

沼津市長 頼 重 秀 一

損 害 賠 償 額 9, 8 2 0 円

損害賠償の相手方 沼津市大手町三丁目 7 番25号  
東京電力パワーグリッド株式会社  
静岡総支社長 市 田 雅 之

事 故 の 概 要 令和 5 年 8 月 4 日、本市職員の運転する公用車が、沼津市獅子浜56番地の 1 地先において、沼津市大手町三丁目 7 番25号東京電力パワーグリッド株式会社所有の電柱に接触し、接地用モールを損傷させた。